

第86期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連結注記表 … 1頁～7頁

個別注記表 … 8頁～11頁

三井金属鉱業株式会社

当社は、第86期定時株主総会招集ご通知に際して、株主の皆様にご提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mitsui-kinzoku.co.jp/>) へ掲載し、ご提供しております。

連結注記表

I. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数：44社

主要会社名：神岡鋲業(株)、彦島製錬(株)、奥会津地熱(株)、八戸製錬(株)、(株)エム・シー・エス、台湾銅箔股份有限公司、Mitsui Copper Foil (Malaysia) Sdn. Bhd.、台湾特格股份有限公司、三井金属アクト(株)、Gecom Corp.、Mitsui Siam Components Co., Ltd.、三井金属エンジニアリング(株)、三井金属商事(株)

連結子会社のうち、MK Mining Canada, Corporationは、当期において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要会社名：(株)三井金属韓国
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数：2社

会社名：Mitsui Zinc Powder LLC、三井華陽汽车配件有限公司

三井華陽汽车配件有限公司は、当期において、持分比率が増加したため、持分法適用の非連結子会社となりました。

(2) 持分法適用の関連会社数：9社

会社名：パンパシフィック・カップパー(株)、エム・エスジंक(株)、パウダーテック(株)、吉野川電線(株)、(株)ナカボーテック、三井住友金属鉱山伸銅(株)、日比共同製錬(株)、PPC Canada Enterprises Corp.、Compania Minera Quechua S.A.

前期において持分法適用の関連会社でありました日鉦製錬(株)は、パンパシフィック・カップパー(株)に吸収合併されたため、なお、Minera Lumina Copper Chile S.A.は、持分比率が低下したため、また、三井華陽汽车配件有限公司は、子会社となったため、当期より、持分法適用の関連会社から除外しております。

三井住友金属鉱山伸銅(株)は、当期において、共同支配企業の形成により新たに株式を取得したため、持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社等の名称等

主要会社名：(株)三井金属韓国
(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社および関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(会計方針の変更)

当期より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)および「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。

なお、これによる経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

Compania Minera Santa Luisa S.A.、三井銅箔(香港)有限公司、三井銅箔(蘇州)有限公司、三井銅箔(広東)有限公司、Mitsui Siam Components Co., Ltd.、Mitsui Components Europe Ltd.、無錫大昌機械工業有限公司、広東三井汽车配件有限公司、三井金属貿易(上海)有限公司、Mitsui Kinzoku Components India Private Limited、三井金属(珠海)環境技術有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。但し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券：子会社株式および関連会社株式

- ・主として総平均法による原価法
満期保有目的の債券
- ・償却原価法（定額法）

その他有価証券

- ・時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法または移動平均法により算定)
- ・時価のないもの……主として総平均法による原価法

②デリバティブ：時価法

③たな卸資産：当社：金属・環境事業本部（パーライト事業部を除く）、触媒事業部、計測システム事業部

連結子会社：三井金属アクト㈱、神岡鉱業㈱(金属粉工場を除く)、八戸製錬㈱ 他
…先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

当社の銅箔事業本部

…移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

当社：機能材料事業本部（触媒事業部を除く）、セラミックス事業部、パーライト事業部

連結子会社：神岡鉱業㈱の金属粉工場、日本イットリウム㈱、三谷伸銅㈱ 他

…総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

在外子会社のたな卸資産

…総平均法または先入先出法による低価法

(会計方針の変更)

連結子会社のMitsui Kinzoku Components India Private Limitedは、従来、たな卸資産の評価方法については、移動平均法によっておりましたが、当期より、先入先出法に変更しております。

この変更は、当社の触媒事業部の事業戦略に基づき、Mitsui Kinzoku Components India Private Limitedとその属する事業部の事業運営一体化を志向するため、親子会社間の会計処理の統一を目的として行ったものであります。

また、連結子会社の㈱大井製作所（現社名：三井金属アクト㈱）は、従来、たな卸資産の評価方法については、総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっておりましたが、当期より、先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）に変更しております。

この変更は、平成22年7月の当社自動車機器事業部との吸収分割による経営統合を控えて、従来よりも経営の実態をよりよく反映するために、事前に双方の会計処理を統一することを目的として行ったものであります。

なお、これによる当期の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響はいずれも軽微であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物、機械装置及び運搬具ならびにその他の有形固定資産については主として定率法を、鉱業用地については生産高比例法を採用しております。

但し、当社のダイカスト事業部、上尾事務所の一部（福利厚生施設）及び連結子会社の神岡鉱業㈱（金属粉製造設備を除く）、三谷伸銅㈱、奥会津地熱㈱、三井金属アクト㈱、Mitsui Copper Foil (Malaysia) Sdn. Bhd.、Gecom Corp.、台湾銅箔股份有限公司、Mitsui Siam Components Co., Ltd.、無錫大昌機械工業有限公司、広東三井汽车配件有限公司、三井金属貿易（上海）有限公司、三井金属（珠海）環境技術有限公司等の有形固定資産については定額法を採用しております。

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

鉱業権は生産高比例法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金
従業員に対する賞与支給見込額のうち、当期負担額を当期の費用に計上するため設定したものであり、算定方法は支給見込額基準によっております。
- ③役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えて、当期における支給見込額に基づき計上しております。
- ④製品保証引当金
製品の無償修理費用の支出に備えるため、個別に見積可能なクレームについてはその見積額を、その他については、売上高に対する過去の支出割合に基づき必要額を計上しております。
- ⑤工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑥事業構造改善引当金
製造拠点統合等の事業構造改善に伴い発生する損失に備えるため、見積額を計上しております。
- ⑦たな卸資産処分損失引当金
副産物等のたな卸資産の処分に伴う損失に備えるため、見積額を計上しております。
- ⑧災害損失引当金
東日本大震災に伴う復旧費用等の支出に備えるため、見積額を計上しております。
- ⑨退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～5年）による定額法により、費用処理しております。
数理計算上の差異については、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1～3年）による定額法により按分した額をそれぞれ主に発生した年度から費用処理しております。
- ⑩役員退職慰労引当金
役員の退任時に支給される慰労金の支払に備えるため、社内規定に基づく期末基準額を計上しております。
なお、当社につきましては平成17年4月27日開催の取締役会決議により、役員退職慰労金制度を廃止しましたので、当期末残高は、取締役および監査役が平成17年6月以前に就任していた期間に応じた額であります。
- ⑪環境対策引当金
P C B（ポリ塩化ビフェニル）の処理が法定化されたことに伴い、P C B廃棄物の処理費用に充てるため、見積額を計上しております。
また、土地改良・公害防止事業等に係る費用の支出に充てるため、見積額を計上しております。
- ⑫金属鉱業等鉱害防止引当金
金属鉱業施設使用後の鉱害防止に要する費用の支出に充てるため、所要額を計上しております。
- (4) 重要な収益および費用の計上基準
- 完成工事高および完成工事原価の計上基準
- ア. 当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- イ. その他の工事
工事完成基準
- (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理、振当処理および特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

将来の外貨建による製品(主として地金)の販売およびたな卸資産(主として原材料)の購入に係る為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨スワップ取引および通貨オプション取引を利用しております。

また、金融負債に係る将来の金利変動によるリスクを回避する目的で、借入金を対象とした金利スワップ取引および金利オプション取引を利用しております。

さらに国際相場の影響を受ける原材料・製品等の価格変動によるリスクを回避する目的で、金属先渡取引を利用しております。

③ヘッジ方針

ヘッジの手段であるデリバティブ取引は通貨関連、金利関連、商品関連とも実需の範囲内で行う方針としております。

④ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップ取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引、金利オプション取引および金属先渡取引については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。

また、為替予約取引については、ヘッジ対象の予定取引と重要な条件がほぼ同じであり、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、その金額が僅少の場合を除き、5年間の定額法により償却を行っております。

(8) 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜き方式により処理しております。

5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用

当期より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ12百万円、税金等調整前当期純利益は240百万円減少しております。

(2) 企業結合に関する会計基準等の適用

当期より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号、平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

①有形固定資産(財団抵当)6,367百万円および投資有価証券1,845百万円は、長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)7,005百万円の担保に供されております。

また、有形固定資産(財団抵当)575百万円は、長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)930百万円の担保に供されております。

②有形固定資産55百万円、売掛金1,405百万円およびたな卸資産1,246百万円は、長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)482百万円の借入の担保に供されております。

(2) 共同支配企業に対する投資額 16,978百万円

(3) 保証債務

	保証総額	うち当社負担額
債務保証	63,272百万円	63,272百万円
(4) 債権流動化に伴う買戻義務	879百万円	
(5) 受取手形割引高	477百万円	

(6) 国庫補助金により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額	
建物及び構築物	103百万円
機械装置及び運搬具	188百万円
その他	22百万円
計	314百万円

IV. 連結損益計算書に関する注記

(1) 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、たな卸資産評価損971百万円が売上原価に含まれております。

(2) 減損損失

当期において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用途	場所	種類	減損金額 (百万円)
製造設備	山口県 下関市他	建物及び構築物	46
		機械装置	228
		その他	470
遊休資産	東京都 北区他	土地	643

当社グループは、事業用の資産については管理会計の区分に基づき、工場別・製品別等の単位によりグルーピングしております。

また、減損の兆候のある貸与資産、遊休資産については、個別資産別に減損損失認識の判定を行っております。

製造設備については、市況の著しい悪化のため収益力が低下しており、キャッシュ・イン・フローの生成が見込めないことから、帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

遊休資産については、売却の可能性が極めて低いものについては帳簿価額全額を減損損失として、また、売却が可能なものについては不動産鑑定士による評価額等に基づく正味売却可能額を帳簿価額が上回る金額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(3) 災害による損失

災害による損失の主な内容は、東日本大震災に伴う復旧費用等であり、そのうち、災害損失引当金繰入額は2,408百万円であります。

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前期末株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	572,966	—	—	572,966
合計	572,966	—	—	572,966
自己株式				
普通株式	1,458	13	—	1,471
合計	1,458	13	—	1,471

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加13千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,714百万円	3円	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,428百万円	利益剰余金	6円	平成23年3月31日	平成23年6月30日

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入やコマースル・ペーパーおよび社債発行により調達しております。一時的な余資は短期的な預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、必要に応じ主な取引先の信用状況を調査する体制としております。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であります。

また、非連結子会社他に対して貸付を行っております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は、短期借入金は主に運転資金であり、長期借入金（原則として5年以内）および社債は主に設備投資資金（長期）であります。

なお、デリバティブは、取引権限を定めた社内規定に従い、実需に基づいた取引に限定し、短期的な売買差益を獲得する目的（トレーディング目的）や投機目的のためのデリバティブ取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（※1） （百万円）	時価（※1） （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	24,450	24,450	—
(2) 受取手形及び売掛金	81,176	81,176	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	8,988	7,880	△1,108
(4) 長期貸付金	578	577	△1
(5) 支払手形及び買掛金	(43,532)	(43,532)	—
(6) 短期借入金	(53,398)	(53,539)	141
(7) 1年内償還予定の社債	(10,000)	(10,070)	70
(8) 社債	(40,000)	(40,519)	519
(9) 長期借入金	(68,061)	(69,015)	954
(10) デリバティブ取引（※2）	(597)	(597)	—

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらの時価について、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 短期借入金

これらのうち、1年内返済予定の長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記（10）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

その他のものは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 1年内償還予定の社債および(8) 社債

これらの時価については、セカンダリー（気配値）の流通利回りで割り引いて算定する方法によっております。

(9) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(10)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(10) デリバティブ取引

これらの時価については、時価の算定方法は、取引先金融機関および商社などから提示された価格等によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(6)および(9)参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額55,858百万円)および非公募の内国債券(連結貸借対照表計上額240百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

VII. 企業結合等に関する注記

(伸銅事業に関する企業結合)

共同支配企業の形成

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称およびその事業の内容

事業の名称：伸銅事業

事業の内容：銅・黄銅の条・板の製造および販売と亜鉛およびその他合金の加工品等の製造および販売に関する事業ならびにこれらに付帯・関連する事業

(2) 企業結合日

平成22年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社、住友金属鉱山伸銅株式会社を承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

三井住友金属鉱山伸銅株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、その圧延加工事業部において原料から伸銅品までの一貫した供給体制を構築し、特に黄銅事業においては、国内No.1の地位を築いてまいりました。他方、住友金属鉱山株式会社(以下「住友」)は、住友金属鉱山伸銅株式会社において、黄銅事業での一貫した供給体制を構築しながら、伸銅品の中でも薄物圧延、メッキ加工といった加工技術を有することで、収益力を高めてまいりました。

しかし、伸銅事業を取り巻く環境は、平成12年前後からの顕著な需要の減少に見舞われており、業界内の競争が激化してきております。このような状況の中、当社および住友は、生産設備の有効活用、営業・管理業務の一層の効率化、製造技術の相互補完・融合により相乗効果を発揮し、伸銅事業の競争力を強化することを目指し、本吸収分割により両社の伸銅事業を統合することを決定いたしました。

(6) 共同支配企業の形成と判定した理由

この共同支配企業の形成にあたっては、当社と住友との間で、両社が三井住友金属鉱山伸銅株式会社の共同支配者となる株主間契約を締結しており、企業結合に際して支払われた対価はすべて議決権のある株式であります。また、その他支配関係を示す一定の事実は存在しておりません。従って、この企業結合は共同支配企業の形成であると判断いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共同支配企業の形成として処理しております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	220円38銭
2. 1株当たり当期純利益	37円03銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

I. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

II. 重要な会計方針に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式……………総平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

・時価のないもの……………総平均法による原価法

(2) デリバティブ：時価法

(3) たな卸資産

金属・環境事業本部（パライト事業部を除く）、触媒事業部、計測システム事業部：

…先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

銅箔事業本部：

…移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

機能材料事業本部（触媒事業部を除く）、セラミックス事業部、パライト事業部：

…総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

鉱業権については生産高比例法を、その他の諸権利については定額法を適用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を適用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務については、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給見込額のうち、当期負担額を当期の費用に計上するため設定したものであり、算定方法は支給見込額基準によっております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当期における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品の無償修理費用の支出に備えるため、個別に見積可能なクレームについてはその見積額を、その他については、売上高に対する過去の支出割合に基づき必要額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生年度において一括費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退任時に支給される慰労金の支払に備えるため、社内規定に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、平成17年4月27日開催の取締役会決議により、役員退職慰労金制度を廃止しましたので、当期末残高は、取締役および監査役が平成17年6月以前に就任していた期間に応じた額であります。

(7) 金属鉱業等鉱害防止引当金

金属鉱業施設使用後の鉱害防止に要する費用の支出に充てるため、所要額を計上しております。

(8) 環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処理が法定化されたことに伴い、PCB廃棄物の処理費用に充てるため、見積額を計上しております。

また、土地改良・公害防止事業に係る当社負担分の支出に充てるため、見積額を計上しております。

- (9) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業活動に伴う損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して、所要額を計上しております。
6. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理および特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
将来の外貨建による製品（主として地金）の販売およびたな卸資産（主として原材料）の購入に係る為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨スワップ取引および通貨オプション取引を利用しております。
また、金融負債に係る将来の金利変動によるリスクを回避する目的で、借入金を対象とした金利スワップ取引および金利オプション取引を利用しております。
さらに国際相場の影響を受ける原材料・製品等の価格変動によるリスクを回避する目的で、金属先渡取引を利用しております。
- (3) ヘッジ方針
ヘッジの手段であるデリバティブ取引は通貨関連、金利関連、商品関連とも実需の範囲内で行う方針としております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
通貨スワップ取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引、金利オプション取引および金属先渡取引については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較すること等によって、ヘッジの有効性を確認しております。
また、為替予約取引については、ヘッジ対象の予定取引と重要な条件がほぼ同じであり、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。
7. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
8. 会計方針の変更

(1) 資産除去債務に関する会計基準

当期より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ19百万円、税引前当期純利益は292百万円減少しております。

(2) 企業結合に関する会計基準

当期より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号、平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

有形固定資産（財団抵当）6,367百万円および投資有価証券1,845百万円、関係会社株式390百万円は、長期借入金（1年内に返済予定のものを含む）7,005百万円の担保に供されております。

2. 保証債務

	保証総額	うち当社負担額
債務保証	68,809百万円	68,809百万円
債務保証予約	513百万円	513百万円
3. 債権流動化に伴う買戻義務	566百万円	

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	47,968百万円
長期金銭債権	46,255百万円
短期金銭債務	30,130百万円
長期金銭債務	15百万円

5. 国庫補助金により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

建物	0百万円
機械及び装置	188百万円
その他	22百万円
合計	211百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	79,172百万円
仕入高	128,882百万円
営業取引以外の取引高	7,121百万円

2. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、たな卸資産評価損305百万円が売上原価に含まれております。

V. 株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
自己株式				
普通株式	1,458	13	—	1,471
合計	1,458	13	—	1,471

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加13千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	8,838百万円
賞与引当金	690百万円
未払事業税	42百万円
退職給付引当金	4,238百万円
減損損失	2,808百万円
製品保証引当金	0百万円
環境対策引当金	577百万円
関係会社事業損失引当金	561百万円
繰延ヘッジ損益	227百万円
繰越欠損金	6,101百万円
その他有価証券評価差額金	57百万円
その他	2,777百万円
繰延税金資産 小計	26,922百万円
評価性引当額	△26,865百万円
繰延税金資産 合計	57百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△979百万円
繰延ヘッジ損益	△91百万円
資産除去債務	△3百万円
繰延税金負債 合計	△1,075百万円
繰延税金資産 (負債△) の純額	△1,017百万円

VII. 企業結合等に関する注記

(自動車機器事業に関する会社分割)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称およびその事業の内容

事業の名称：自動車機器事業

事業の内容：自動車部品の製造・販売およびこれらに付帯・関連する事業

(2) 企業結合日

平成22年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社、株式会社大井製作所（以下「大井」）を承継会社とする吸収分割

(4) 結合後企業の名称

三井金属アクト株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

足下の自動車市場は、国内における平成21年の新車販売台数が31年振りの低水準となる一方で、中国市場において同年の新車販売台数が米国を抜き世界第一位に成長する等、世界規模での変化が生じています。

このような変化に対し、当社の自動車機器事業を大井の営業、管理業務と一元化し、部品専業メーカーとしての「自立・自走」を実現してまいります。

今後は新体制のもと、事業環境の変化へのスピーディな戦略対応を行い、世界一流の自動車部品メーカーを目指し、本吸収分割により両社の自動車機器事業を統合することを決定いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(伸銅事業に関する企業結合)

当該事項については、「連結注記表 VII. 企業結合等に関する注記」に記載のとおりであります。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱エム・シー・エス	所有 直接100%	エム・シー・エス社製品の購入 役員の兼任、出向、転籍	短期貸付金の純増 (注1) 長期資金の貸付 (注1)	3,008 1,430	短期貸付金 長期貸付金	16,577 3,140
子会社	神岡鋳業㈱	所有 直接100%	亜鉛製錬等の委託 役員の兼任、出向、転籍	長期資金の貸付 (注1) 長期資金の返済 (注1)	9,835 4,640	長期貸付金	17,428
子会社	三井金属スタッフサービス㈱	所有 直接100%	人事等の業務委託 役員の兼任、転籍	長期資金の返済 (注1)	602	長期貸付金	10,098
子会社	三井金属アクト㈱ (注5)	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任、転籍	短期貸付金の純増 (注1) 吸収分割(注4) 承継資産合計 承継負債合計	9,700 25,625 21,252	短期貸付金 —	9,700 —
子会社	奥会津地熱㈱	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任、出向、転籍	長期資金の返済 (注1)	100	長期貸付金	7,944
子会社	八戸製錬㈱	所有 直接85.51%	亜鉛製錬等の委託 役員の兼任、転籍	長期資金の返済 (注1)	1,160	長期貸付金	3,120
子会社	Gecom Corp.	所有 間接100% (注6)	債務保証 役員の兼任、転籍	債務保証(注2)	3,772	—	—
子会社	台湾特格股份有限公司	所有 直接100%	当社製品の販売 役員の兼任、出向	製品の販売(注3)	14,820	売掛金 (売上高)	3,028
関連会社	パンパシフィック・カップー㈱	所有 直接34%	当社製品の販売 パンパシフィック・カップー社製品の購入 役員の兼任、出向、転籍	債務保証(注2)	56,420	—	—
関連会社	三井住友金属鋳山伸銅㈱	所有 直接50%	当社製品の販売 役員の兼任、出向	債務保証(注2) 吸収分割(注4) 承継資産合計 承継負債合計	4,000 19,914 11,769	— —	— —
関連会社	エム・エスジンク㈱	所有 直接50%	当社製品の販売 エム・エスジンク社製品の購入 原材料の調達 役員の兼任、出向、転籍	主に亜鉛地金の購入 (注3)	17,034	買掛金 (売上原価)	4,491

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注2) 債務保証については、銀行借入等につき、債務保証を行ったものであり、一般的な保証料を勘案した債務保証料を受領しております。
- (注3) 製品等の販売および購入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注4) 吸収分割についての詳細は、「個別注記表 VII. 企業結合等に関する注記」に記載しております。
- (注5) 三井金属アクト㈱は、㈱大井製作所が平成22年7月1日付で当社の自動車機器事業を会社分割(吸収分割)の方法により承継して会社名を変更しております。
- (注6) 三井金属アクト㈱は、Gecom Corp. を100%直接保有しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 135円63銭
2. 1株当たり当期純利益 8円95銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。